

新庁舎什器備品購入 仕様書

1. 件名

新庁舎什器備品購入

2. 摘要

本仕様書は、鳴門市役所新庁舎（以下「新庁舎」という。）に設置する什器備品の仕様について必要な事項を定めるものである。

本仕様書の内容に疑義が生じた場合、又は明記のない場合は、すべて発注者の指示によるものとし、書面にて協議、指示、承認を行う。

3. 搬入・設置場所（別紙「新庁舎配置図・平面図」参照のこと）

鳴門市役所新庁舎（鳴門市撫養町南浜字東浜地内）

4. 新庁舎スケジュール

（１）新庁舎竣工予定日 令和６年１月３１日

（２）新庁舎開庁予定 令和６年５月上旬

5. 履行期限

令和６年３月２９日（金）

6. 業務範囲

（１）什器備品の運送・搬入一式

（２）什器備品の施工組立・設置一式

（３）調整一式

（４）養生・清掃一式

7. 什器備品の仕様、安全性、保証等

（１）什器備品は、納入時においてすべて新品とする。

（２）納入する什器備品の品名、仕様、製品、数量は、別紙「什器備品リスト」のとおりとし、その他の什器備品による同等品申請は、原則、受け付けない。

（３）受注者は、契約締結後、什器備品のメーカー、仕様及び製品が確認できる資料、並びにレイアウト図に製品情報を落とし込んだ資料を作成し、発注者の承認を得ること。

（４）受注者は、一般社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）の「オフィス家具-製品安全基準ガイドライン」に基づいた安全性と保障を担保しなければならない。なお、無償保証期間は、検収完了日を起点とする。

（５）受注者は、什器備品の引渡し完了後３年間は、不備や不具合が生じた場合に備え、直ちに対応できる体制を構築しなければならない。

8. 現場条件

- (1) 什器備品の搬入及び設置の日時は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。
- (2) 什器備品の搬入及び設置の時間は、原則、平日午前9時から午後5時までとする。
- (3) 什器備品の搬入及び設置の時期は、電算関係の配線工事、他の什器備品の搬入及び設置、引越し運搬等と重複する可能性があるため、それらの受注業者と調整が必要となることに留意すること。
- (4) 什器備品の搬入及び設置の際は、開梱、組立、取付等を行い、すぐに使用できる状態とすること。ただし、発注者からの指示がある場合はこの限りではない。
- (5) 什器備品の搬入及び設置にあたっては、今後作成する新庁舎内ルールを遵守するとともに、予め取り決める指定作業動線以外は使用しないこと。なお、搬入車両の進入経路、重量、サイズ等については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 什器備品の設置に必要な取付具（アンカー、ボルト、転倒防止器具等を含む）の代価は、本什器備品に含まれるものとし、必要な取付を施工しなければならない。特に、高さ1500mm以上の製品には適切な転倒防止策を施すものとし、その方法については、事前に発注者の承認を得ること。
- (7) 新庁舎への養生については、引越運搬業務の受注者が代表養生を行うこととしており（別紙「養生計画」を参照のこと）、代表養生以外に養生が必要となる場合は、それぞれの受注者が必要な養生を行わなければならない。
- (8) 新庁舎の竣工引渡し後、本件の受注者が最初のレイアウト墨出しを行う。什器備品の搬入及び設置は、後発となる電算関係の配線工事を行った後に行うこととする。また、墨出しは、発注者の承認を得ること。
- (9) 受注者は、什器備品に損傷が生じないようにするとともに、搬入時に新庁舎を損傷させ、又は他の什器備品等を損傷させた場合は、速やかに発注者に報告し、原形復旧しなければならない。搬入時期が重複し、損傷させた者が特定できない場合は、重複した受注者において、原形復旧に係る費用を契約金額等で折半し、負担することとする。
- (10) 受注者は、什器備品の設置後、後片付けと清掃を行うとともに、荷造用諸材料や不要となるものは、すべて持ち帰ること。
- (11) 作業中の災害、事故防止のため、監督者を配置するなど、受注者の責任において適切な対策を行うこと。

9. 工程表の提出

受注者は、契約締結後、15日以内に全体工程表を発注者へ提出するものとする。

10. その他の事項

(1) 仕様変更

別紙「什器備品リスト」に記載する什器備品の品名、仕様、製品、数量は、今後調整を進める中で変更が生じる可能性があるということに留意すること。

(2) 什器備品の色

什器備品の色は、契約後、サンプル等を用いて、発注者と協議のうえ、決定するものと

する。

(3) 検収

検収は、発注者が立ち合いのうえ、履行期限までに行う。不備があった場合は、発注者の指示を受けるものとする。

(4) 什器備品代

什器備品代は、6. 業務範囲のすべてを含む金額であることに留意すること。

(5) その他

受注者は、契約締結後速やかに、納入する什器備品の単価等がわかる明細を発注者に書面及び電子データ（データ形式については発注者の指示を受けること）にて提出すること。